

◎手続き

- ◆申請書の提出が必要です。
- ◆申請内容を調査のうえ、決定します。
- ◆管理人との契約になります。
- ◆決定まで2～3週間かかります。
- ◆契約後の次回検針に係る料金から適用となります。

◎注意事項

- ◆入居している世帯数が変更になったときは、そのつど水道企業団へ届出が必要です。
- ◆納期限を過ぎた水道料金等が発生したときは、特例が解除される場合があります。

お問い合わせ・お申込み

申請書に必要事項をご記入のうえ、直接または郵送により、下記までお申込みください。

〒039-1112
 青森県八戸市南白山台1丁目11-1
 八戸圏域水道企業団 料金課
 TEL 0178-70-7012
 FAX 0178-70-7018

申請書は、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

お問い合わせ先

- ◎使用開始や引越しなどの連絡
- ◎水道料金のお支払いに関すること

料金課 0178-70-7010

- ◎料金計算特例に関すること
- ◎検針に関すること
- ◎漏水の軽減に関すること

料金課 0178-70-7012

- ◎下水道使用料に関すること

八戸市 下水道業務課 0178-44-8251

おいらせ町 地域整備課 0178-56-2111

南部町 建設課 0179-34-2518

階上町 建設課 0178-88-2111

五戸町 建設課 0178-62-2111

六戸町 建設下水道課 0176-55-3111

三戸町 建設課 0179-20-1154

八戸圏域水道企業団

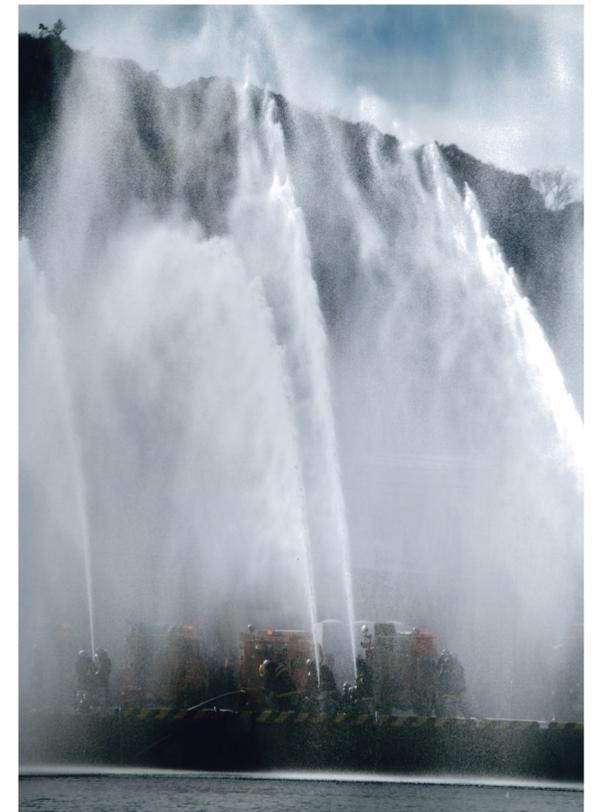
039-1112 八戸市南白山台1丁目11-1

代表(総務課) 0178-70-7000

HP www.water-supply.hachinohe.aomori.jp

(令和元年10月改定)

料金計算特例の
 ご案内
 (共同住宅)



令和元年写真コンテスト入選(佐伯範夫氏)

料金計算の特例

◎料金計算の特例とは

通常は口径別料金ですが、共同住宅は特殊な使用形態という観点から、料金計算の特例制度を設けています。

特例制度のお申込みには、申請書の提出が必要です。

◎適用対象

1個の元メーターで複数の世帯が水道を利用しているアパートやマンションなどの集合住宅が対象となります。

◎適用基準

- ① 3戸以上の集合住宅であること
- ② 各戸に給水のための装置があり、もっぱら家事のために使用していること
- ③ 各戸に企業団のメーターが設置されていないこと
- ④ 管理人や管理会社等が設置できること

軽減例

口径40mm、10世帯、1カ月の使用水量400^mの場合

◆口径別料金では・・・134,500円①（税抜き）

- ・基本料金 5,600円
- ・従量料金 128,900円

[水量区分]	[計算水量]	[料 金]
50 ^m まで	50 ^m	13,300円 (266円× 50 ^m)
51～100 ^m	50 ^m	15,100円 (302円× 50 ^m)
101 ^m 以上	300 ^m	100,500円 (335円× 300 ^m)

◆特例料金では・・・ 98,300円②（税抜き）

※各世帯が、口径20mmで均等に使用したものとみなして計算します。※

- ・基本料金 17,000円 (1,700円× 10世帯)
- ・従量料金 81,300円

[水量区分]	[計算水量]	[料 金]
1～ 5 ^m	50 ^m (5 ^m ×10世帯)	0円 (0円× 50 ^m)
6～10 ^m	50 ^m (5 ^m ×10世帯)	2,000円 (40円× 50 ^m)
11～20 ^m	100 ^m (10 ^m ×10世帯)	26,100円 (261円×100 ^m)
21～50 ^m	200 ^m (20 ^m ×10世帯)	53,200円 (266円×200 ^m)

◆軽減額（税抜き）

△36,200円 (②98,300円 - ①134,500円)

料金計算の特例は、水道料金の軽減を保証するものではありません。
使用状況をよくご確認の上、お申込みください。